

ヒアリング結果を踏まえた論点（案）

2020年12月
事務局

「帯域制御の運用基準に関するガイドライン（2019年12月改定）」 に関する取組状況と論点（案）

<論点1>

■ 帯域制御等に係る利用者への説明・周知の実施状況についてどのように評価するか。



【事業者の対応状況等】

- 帯域制御等を実施することについて、ヒアリング対象の全ての事業者が重要事項説明書、契約約款、WEBサイトで利用者への説明・周知を実施している。
- 一方、利用者へのアンケート結果によれば、携帯・固定インターネット契約者ともにその8割以上が利用中のプランで帯域制御等が実施されるかを知らないと回答している。
- 帯域制御等の発動条件や制御後の水準等については、帯域制御等の類型に応じて、具体的又は定性的な基準を説明・周知している。一方、一部の帯域制御等の発動条件等を非公開としている事業者もみられた。

帯域制御ガイドライン「7.情報開示のあり方」より抜粋

帯域制御を実施する場合には、ユーザが最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならず、実施内容に応じて、制御に該当する基準（大量に通信を行う特定のユーザを対象とする場合は制御の対象に該当する通信量等を、特定のアプリケーションの通信を制限する場合は当該アプリケーションの名称をいう。）、制御の発動条件、制御の対象となる時間帯、場所、頻度、制御後の水準等といった事項について、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」も参照しつつ、周知しなければならない。

なお、トラフィックの増加に対しては、本来ISP等はバックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであるという基本原則に鑑み、帯域制御の実施に対するユーザの理解を得るため、ネットワーク設備の増強の見込みや増強の考え方等について、周知することが望ましい。

<論点2>

- 帯域制御ガイドラインで「帯域制御の実施に対するユーザの理解を得るため」「周知することが望ましい」とされているネットワーク設備増強の見込みに係る周知や、事業者独自の取組についてどのように評価するか。



【事業者の対応状況等】

- 設備増強の見込みに係る周知については、2社（オプテージ及びNTTコミュニケーションズ）が実施している。
 - オプテージ：Webサイトやコミュニティサイトで、ネットワーク混雑状況（予想）や回線別の帯域増強、その増強規模及びそのスケジュールを公開。

【ネットワーク設備の増強の考え方および周知方法】

- ネットワーク設備の増強は利用状況等を鑑み、適宜実施する考え。
- (例) ①MNOとのPOI接続帯域増強
 収支上限界は存在するが、混雑時においても速度を確保するため増強を実行
- ②ピークシフトへの対応
 ・時間帯別プラン（エココース）・利用者への緩和と配慮（ゆずるね。）等
- 利用者にとってネットワーク混雑・帯域増強等の情報は極めて重要であるとの考えから、サービスサイトやコミュニティサイト「マイネ王」上で情報提供を実施中

ネットワーク混雑状況に関する情報提供

帯域増強に関する情報提供

各時間帯での混雑状況(予想)を天気アイコンでお知らせ

帯域増強とその増強規模をお知らせ

(出典) ネットワーク中立性に関するワーキンググループ第2回

- NTTコミュニケーションズ：設備増強工事予定（エリア及び日付）をWebサイトに掲載。

Webでのお知らせ（設備増設工事の予定・完了状況）

OCNの増設工事予定・完了状況

平素よりOCNサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。以下、各エリアの増設工事についてお知らせいたします。

※、工事実施により一時的に混雑が発生することがありますが、工事を完了後再起動すると改善される場合があります。

◆増設工事の予定（2019年8月13日現在）

エリア	ファミリー	マンション
東京	2019年8月20日/29日6日	—

◆増設工事の完了状況（2019年8月13日現在）※2018年10月1日以後の完了状況を掲載

エリア	ファミリー	マンション
北海道	2018年11月27日	—
埼玉	2018年11月27日	—
千葉	2019年1月25日	—
東京	2018年10月20日/11月12日	2018年10月16日/10月29日/11月12日

(出典) ネットワーク中立性に関するワーキンググループ第3回

<論点2>

- 帯域制御ガイドラインで「帯域制御の実施に対するユーザの理解を得るため」「周知することが望ましい」とされているネットワーク設備増強の見込みに係る周知や、事業者独自の取組についてどのように評価するか。

【事業者の対応状況等（続き）】

- 事業者独自の取組として、オプテージはピークシフトに関する取組を実施。



mineoユーザーみんなで平日昼間の通信を
ゆずり合い、混雑を緩和するプロジェクト

(毎月の達成回数によって特典をプレゼント)



(出典) ネットワーク中立性に関するワーキンググループ第2回

帯域制御ガイドライン「7.情報開示のあり方」より抜粋(再掲)

帯域制御を実施する場合には、ユーザが最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならず、実施内容に応じて、制御に該当する基準(大量に通信を行う特定のユーザを対象とする場合は制御の対象に該当する通信量等を、特定のアプリケーションの通信を制限する場合は当該アプリケーションの名称をいう。)、制御の発動条件、制御の対象となる時間帯、場所、頻度、制御後の水準等といった事項について、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」も参照しつつ、周知しなければならない。

なお、トラヒックの増加に対しては、本来ISP等はバックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであるという基本原則に鑑み、帯域制御の実施に対するユーザの理解を得るため、ネットワーク設備の増強の見込みや増強の考え方等について、周知することが望ましい。

「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」取組状況に関する論点（案）

<論点1>

■ ゼロレーティング対象コンテンツが不当な差別的取扱いなく選定されているかについて、どのように評価するか。

【ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（以下、「ゼロレーティングサービスガイドライン」という。）】

- 電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者との関係で電気通信事業法上問題となりうる行為を整理している。具体的には、
 - ① 利用の公平（不当な差別的取扱いの禁止）に関しては、「ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の合理的かつ明確な選定基準を定めていない場合、基準を定めていても公開していない場合は、選定が恣意的に行われ、結果として特定の消費者に対し、不当な差別的取扱いが行われる可能性が高くなると考えられる。」としている。
 - ② 業務改善命令の発動の判断に当たっては、「ゼロレーティングサービスの提供が電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における競争や消費者の選択に与える影響を考慮する」とされ、
 - i. 「事業者の関連市場における地位」
 - ii. 「利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組」
 - iii. 「料金プランの内容（追加料金の設定の有無などを含む）」
 - iv. 「コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等」を総合的に考慮することとされている。
 - ③ また、「特に、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する事業者に対して同様の機会を提供することが求められる」としている。
 - ④ なお、自社が提供するコンテンツ等のみをゼロレーティング対象とすることについて、「利用の公平や競争の観点から問題とならないかどうかは、2 - 1 (※)を踏まえ、総合的に判断することになる。」としている。

(※)「2-1 電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者等の関係について」

<論点1>

■ ゼロレーティング対象コンテンツが不当な差別的取扱いなく選定されているかについて、どのように評価するか。

【事業者の対応状況】

① ヒアリングを実施した7事業者全てが、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の選定条件を設定している。

・技術的な実現可能性	:5社(KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、LINEモバイル、ビッグローブ)
・コンテンツの種類(SNSであること等)	:3社(KDDI、ソフトバンク、LINEモバイル)
・コンテンツ事業者とのシナジー効果	:1社(ジュピターテレコム)
・MVNOサービスに不可欠又は重要なコンテンツ	:1社(オプテージ)

一方、選定条件を公開している事業者は1社(ソフトバンク)。

② 市場における競争や消費者の選択に与える影響

i. ヒアリング対象事業者の関連市場における地位

- ・ MNO及びその特定関係法人 : 5社(KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、ビッグローブ、LINEモバイル)
- ・ 移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%以上であるMVNO : 1社(オプテージ)
- ・ 移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%未満であるMVNO : 1社(ジュピターテレコム)

ii. 利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組

- ・ ヒアリングを実施した7事業者全てが、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の選定条件を設定している(再掲)。選定条件を公開している事業者は1社(ソフトバンク)(再掲)。
- ・ 「望ましい行為」であるコンテンツ事業者等との協議体制の整備状況は以下のとおり。

対象事業者向けサイトや連絡先を公開	:3社(KDDI(新規受付停止に伴い現在は非公開)、ソフトバンク、ビッグローブ)
一般的な事業者からの問合せフォームを用意	:1社(LINEモバイル)
問合せ等を受けて随時協議を実施	:2社(NTTコミュニケーションズ、ジュピターテレコム)
協議体制を設けていない	:1社(オプテージ(MVNOに不可欠なコンテンツを対象にゼロレーティングサービスを提供))

<論点1>

■ ゼロレーティング対象コンテンツが不当な差別的取扱いなく選定されているかについて、どのように評価するか。

【事業者の対応状況】

② 市場における競争や消費者の選択に与える影響（続き）

iii. 料金プランの内容

- 以下のような料金プランの違いがある。

➤ プランの中に包含／オプションとして提供

プランにゼロレーティングサービスを包含して提供している事業者	4社	KDDI（※）、ソフトバンク、オプテージ、ジュピターテレコム
オプションとしてゼロレーティングサービスを提供している事業者	3社	NTTコミュニケーションズ（月額0円）、LINEモバイル（月額0円、280円、480円）（◆）、ビッグロブ（月額480円）

◆いずれかのオプションを選択することが必須。

➤ 低・中容量プランで提供／大容量プランで提供

低・中容量プランでゼロレーティングサービスを提供する事業者	6社	KDDI（※）、オプテージ、NTTコミュニケーションズ、ジュピターテレコム、LINEモバイル、ビッグロブ
大容量プランでゼロレーティングサービスを提供する事業者	5社	ソフトバンク（50GB）、オプテージ（20GB・30GB）、NTTコミュニケーションズ（20GB・30GB）、ジュピターテレコム（20GB）、ビッグロブ（20GB・30GB）

➤ 他社コンテンツのみを提供／自社コンテンツのみを提供／自社・他社コンテンツ両方を提供

他社コンテンツのみを対象とする事業者	3社	KDDI（※）、LINEモバイル、ビッグロブ
自社コンテンツのみを対象とする事業者 （※追加料金なし）	2社	オプテージ、ジュピターテレコム
自社・他社コンテンツを対象とする事業者	2社	ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ

※ KDDIは新規受付を終了。

<論点1>

■ ゼロレーティング対象コンテンツが不当な差別的取扱いなく選定されているかについて、どのように評価するか。

【事業者の対応状況】

② 市場における競争や消費者の選択に与える影響（続き）

iv. コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等

- ・ ヒアリング対象事業者がゼロレーティングサービス対象としているコンテンツは以下のとおり。

音楽	4社	NTTコミュニケーションズ、ジュピターテレコム、LINEモバイル、ビッグローブ
SNS	3社	KDDI（※）、ソフトバンク、LINEモバイル
動画	3社	ソフトバンク、ジュピターテレコム、ビッグローブ
書籍	1社	ビッグローブ
IP電話サービス	1社	オプテージ

※ KDDIは新規受付を終了。

③ 同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する事業者に対する同様の機会の提供状況

- ・ 「望ましい行為」であるコンテンツ事業者等との協議体制の整備状況は以下のとおり（再掲）。

対象事業者向けサイトや連絡先を公開	:3社（KDDI（新規受付停止に伴い現在は非公開）、ソフトバンク、ビッグローブ）
一般的な事業者からの問合せフォームを用意	:1社（LINEモバイル）
問合せ等を受けて随時協議を実施	:2社（NTTコミュニケーションズ、ジュピターテレコム）
協議体制を設けていない	:1社（オプテージ（MVNOに不可欠なコンテンツを対象にゼロレーティングサービスを提供））

「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」 取組状況に関する論点①

ゼロレーティングサービスガイドライン「2-1-2 電気通信事業法上問題となり得る行為」より抜粋

① 電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者との関係について

ゼロレーティングサービスの提供に関し、電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関係において、例えば以下のような行為が行われた場合には、総務省は、当該行為を行っている電気通信事業者に対して、その事業に関して報告を求め(事業法第166条第1項)、調査を行うことがある。(特に、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者が、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と連携してゼロレーティングサービスを提供する場合には、コンテンツ・プラットフォーム市場のみならず、電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えることから調査の必要性が高くなる(※4)。)

調査を行った上で、当該行為に関する電気通信市場等における競争や消費者の選択に与える影響について、電気通信事業者及びコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関連市場における地位、利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、料金プランの内容、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等を総合的に勘案し、必要な場合には、業務改善命令等の措置を講ずる可能性がある。

- ・電気通信事業者が、合理的な理由なく特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象とし、同一カテゴリーの他のコンテンツ等を排除すること(※5)により、結果として消費者を差別的に取り扱っていること。(事業法第29条第1項第2号等)
- ・電気通信事業者が、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等となる条件として、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者に対し合理的な理由なく過大なコスト負担を求めることで、資本金に乏しい中小規模の事業者等を実質的に排除することにより、結果として消費者を差別的に取り扱っていること。(事業法第29条第1項第2号等)
- ・「コンテンツ事業者等のコンテンツ等が、他の電気通信事業者のゼロレーティングサービスの対象となっている、又は対象となることを希望していること」をもって、電気通信事業者が、当該コンテンツ等を合理的な理由なく自己のゼロレーティングサービスの対象から排除すること。(事業法第29条第1項第12号等)
- ・電気通信事業者が、自己のゼロレーティングサービスの対象となっている又は対象となることを希望しているコンテンツ等を提供している事業者に対し、当該コンテンツ等が他の電気通信事業者のゼロレーティングサービスの対象となることを合理的な理由なく禁止すること。(事業法第29条第1項第12号等)

(※4) 当該行為が電気通信市場等の競争に与える影響等を総合的に勘案して、調査の実施について検討する。(なお、例えば、事業法第27条の3第1項では、同条第2項の規定の適用を受ける者として指定できる電気通信事業者のうち、MVNOに関し、移動電気通信役務の利用者の総数に占める当該電気通信事業者の提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が、0.7%を超えないものを電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、適用除外と規定している(MNO及びその特定関係法人については、適用除外としていない。)) (※)

(※5) 特に、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、消費者によるコンテンツ等の選択に過度な影響を与えることを避けるとともに、コンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を阻害しないためにも、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する事業者に対して同様の機会を提供することが求められる。例えば、対象コンテンツ等の選定において、コンテンツ等の利用者数を基準とし、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する中小規模の事業者等を実質的に排除しているような場合には、「合理的な理由」とは認められないものと考えられる。

(※) 対象となる電気通信事業者として、MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%(100万)を超えるものを指定。
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000668.html

＜論点2＞

- ゼロレーティングサービス対象コンテンツを通信容量上限超過後の速度制限対象外、帯域制御等の実施対象外としていることについて、どう評価するか。

【ゼロレーティングサービスガイドライン】

- 事業法第6条（利用の公平）等の規定の遵守を図る観点から、以下のような電気通信事業者が採ることが推奨される行為を例示しており、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、当該行為を採ることが特に求められるとしている。
 - 「電気通信事業者は、上限データ通信量超過後に通信速度制限を実施する場合には、ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等かどうかにかかわらず、一律に実施することが望ましい。」
 - 「電気通信事業者は、ネットワークの混雑時に帯域制御等を実施する場合には、ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等かどうかにかかわらず、一律に帯域制御等を実施することが望ましい。」
- 市場競争や利用者の利益等に与える影響を評価するに当たっては、利用者が契約しているサービスのデータ通信容量上限（低・中容量／大容量）や通信事業者及び対象コンテンツの提供事業者の市場における地位、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量についても、総合的に勘案することとされている。

【事業者の対応状況】

- ヒアリングを実施した7事業者全てが、ゼロレーティングサービス対象コンテンツを通信容量上限超過時の速度制限対象外としている。
- ヒアリングを実施した事業者のうち5社（KDDI、ソフトバンク、LINEモバイル、ジュピターテレコム、ビッグロブ）が、ゼロレーティングサービス対象コンテンツを帯域制御等の実施対象としている一方、2社（NTTコミュニケーションズ、オプテージ）は、対象としていない。

「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」 取組状況に関する論点②

ゼロレーティングサービスガイドライン「2-1-1 電気通信事業者が他の事業者と契約等を行う場合に関して適用される電気通信事業法の主な規律」より抜粋

なお、ゼロレーティングサービスの提供に関する業務改善命令について、利用者の利益や公共の利益を確保するために必要な限度かどうかを判断するに当たっては、ゼロレーティングサービスの提供が電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における競争や消費者の選択に与える影響を考慮することとする。具体的には、電気通信事業者及びコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関連市場における地位（市場における競争上の地位、他の電気通信事業者のネットワークへの依存性等）、利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、料金プランの内容（サービスの提供に係る追加料金の設定の有無などを含む）、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等を総合的に勘案して判断する。

例えば、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者が、コンテンツ市場において多くの利用者を抱える特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象とし、他のコンテンツを合理的な理由無く排除するなどした場合には、他の事業者による行為よりも、市場競争や利用者の利益等に与える影響が大きくなる可能性が高いと考えられる。

また、ゼロレーティングサービスを含む料金プランが完全従量制である場合や、定額制であっても上限データ通信量が低い場合には、利用者がゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等を利用する可能性が高くなり、実質的に対象外のコンテンツ等の利用機会を減少させるものと考えられる。同様に、対象コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量が多い場合には、利用者は対象外である同種のコンテンツ等よりも、対象コンテンツ等を優先的に利用する可能性が高い。その結果、利用者は対象コンテンツ等に強く誘導されることとなるなど、コンテンツ等の選択に与える影響が大きくなる。

參考資料

- 現在実施している帯域制御等の概要
 - 帯域制御等の内容ごとの実施状況、実施条件

- 「通信の秘密」との関係
 - 帯域制御等の実施に関して利用している「通信の秘密」に関する情報（※1）、帯域制御等の実施にそれらの情報が必要な理由
 - 同意が必要な帯域制御等の実施に関する利用者への説明内容（※2）、具体的な同意の取得状況

- 情報開示に対する取り組み
 - 帯域制御等に関する説明・周知内容、方法（※2）
 - 代理店等や卸先MVNOへの説明、マニュアル等への記載状況（※2）
 - ネットワーク設備の増強の見込み、考え方及び周知の方法等（※2）

※1 “宛先IPアドレス”等、利用している情報が何であるか具体的にご提示をお願いします。

※2 スクリーンショット等により、具体的にご提示をお願いします。





【参考】「帯域制御の運用基準に関するガイドライン(改定版)」の概要

(2019年12月 帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会改定)

- トラフィックの増加に対し、原則としてISPはネットワーク設備の増強によって対応するものではあるが、必要に応じ **例外的に実施することとなる帯域制御**について、その **基本的な考え方を業界ガイドラインとして整理**。
- ネットワーク中立性に関する研究会の報告書を踏まえ、これまで考え方を整理していた事例(※1)に加え、**公平制御やスロットリング・ペーシング・不可逆圧縮**について、通信の秘密や利用の公平性等の観点から、**実施する際の考え方(利用者からの同意の取得、留意点等)などを整理**。
- また、帯域制御を実施する際の、利用者保護の観点による情報開示の在り方についても拡充(※2)。

※1P2Pファイル交換ソフトに対する制御、ヘビーユーザ規制、災害時の制御
※2総務省の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」においても同内容を規定。

【帯域制御の考え方の整理(追加)】

具体的事例	通信の秘密の観点	利用の公平の観点	結論
公平制御(※3)	 正当業務行為	 データやアプリケーションの種類に関わらず実施する場合	<ul style="list-style-type: none">• 一時的な混雑が発生している場合は、正当業務行為として認められると考えられる。• 利用の公平の観点から、データやアプリケーションの種類に関わらず実施することが求められる。
ペーシング(※4)、スロットリング(※5)、不可逆圧縮(※6)	 「明確」かつ「個別」の同意が必要	 合理的かつ明確な基準を公開し、同一カテゴリのデータ・アプリケーションに対して一律に適用する場合	<ul style="list-style-type: none">• 「公平制御」というより緩やかかつより公平な方法によることも可能であることから通常は手段の相当性を欠くものと解され、正当業務行為として認めることは困難であり、「個別」かつ「明確」な同意が必要。• 同意を得たとしても利用の公平の観点から、合理的かつ明確な基準を公開し、同一カテゴリのデータ・アプリケーションに対して一律に適用することが求められる。

(※3) 全ての利用者の通信帯域を一律割合で制御するのではなく、ある時点において多くの帯域を占有している利用者から順に利用帯域を一定の水準になるよう制御する方式。
(※4) 特定のアプリケーション等やポート番号に係るトラフィックの送信ペースを制御する方式。(※5) 特定のアプリケーション等やポート番号に係る帯域幅を制御する方式。
(※6) 制御装置を利用して通信内容のうち静止画等を識別し、データを不可逆圧縮する方式。

【情報開示の在り方】

- 実施内容に応じて、制御に該当する基準、制御の発動条件、制御の対象となる時間帯、場所、頻度、制御後の水準等といった事項について周知しなければならない。
- ネットワーク設備の増強の見込みや増強の考え方等について、周知することが望ましい。

- 現在提供しているゼロレーティングサービスの概要
 - ・ 対象としているコンテンツ等
 - ・ サービスの利用料金（特定のプランのみ対象となる場合、そのプランの通信容量及び利用料金を含む）
 - ・ 契約数及びゼロレーティングサービス利用者数（推移）（※可能であれば）
 - ・ ゼロレーティングサービスの技術的な実現方法

- サービス提供に係る事業者間の関係（ガイドライン2－1 関連）
 - ・ 対象コンテンツの選定への考え方
 - ・ コンテンツ等の選定条件（基準・技術的要件・コスト負担等）及びその公開状況

- 「通信の秘密」の確保のための取組（ガイドライン2－2 関連）
 - ・ サービス提供に関して利用している「通信の秘密」に関する情報（※1）、ゼロレーティングサービスの提供にそれらの情報が必要な理由
 - ・ 利用者への説明内容・範囲、具体的な同意の取得方法（同意取得時の文言及び技術面を含む）（※2）

- 消費者に対する取組（ガイドライン2－3 関連）
 - ・ ゼロレーティングサービスに関する広告・契約時の説明書等における説明内容（※2）
 - ・ 契約時における高齢者等への説明の配慮（他の利用者への説明内容に上乗せして説明している内容）
 - ・ 使用データ通信量のカウント方法及びこれを担保する技術的な対応状況（誤カウント検知方法を含む）

- 「望ましい行為」に関する取組（ガイドライン3 関連）
 - ・ コンテンツ事業者等との協議体制等の整備状況
 - ・ 利用者に対する情報提供（対象コンテンツ・非対象コンテンツに係る使用データ通信量の計測）
 - ・ 未成年者へのサービス提供時におけるペアレンタルコントロールの推奨等
 - ・ 通信速度制限や帯域制御の実施時のゼロレーティング対象コンテンツの扱い

※1 “宛先IPアドレス”等、利用している情報が何であるか具体的にご提示をお願いします。

※2 スクリーンショット等により、具体的にご提示をお願いします。

- ゼロレーティングサービス(※)を提供する電気通信事業者、コンテンツ事業者、プラットフォーム事業者の行為について、**電気通信事業法の適用関係を明確化**することにより、関係事業者等の理解を促進し、利用者権利の確保、公正な競争環境、インターネット・エコシステムの維持・発展を実現することを目的とするガイドライン。
- 具体的には、電気通信事業法第29条の**業務改善命令等の対象となり得る行為**や、**採ることが望ましい行為を整理・類型化**して例示。また、ルール遵守状況・ルールそのものの見直し等について確認するモニタリング体制等を整備。

(※) 月あたりの上限データ通信量付き定額制の下で、特定のコンテンツ等の利用について、使用データ通信量にカウントしないサービス(カウントフリーとも呼ぶ)。コンテンツ提供者が金銭を支払う場合と支払わない場合がある。

概要

【電気通信事業法上問題となり得る行為】(ガイドライン2)

電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者等の関係 (ガイドライン2-1)	通信の秘密との関係 (ガイドライン2-2)	消費者に対する取組 (ガイドライン2-3)
<ul style="list-style-type: none">• 電気通信事業者が、合理的な理由なく特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象とし、同一カテゴリーの他のコンテンツ等を排除することで消費者を差別的に取り扱っていること• 電気通信事業者が、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等となる条件として、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者に対し合理的な理由なく過大なコスト負担を求めることで、資本力に乏しい中小規模の事業者等を実質的に排除することにより、結果として消費者を差別的に取り扱っていること 等	<ul style="list-style-type: none">• ゼロレーティングサービスを利用しようとする消費者から、個別具体的かつ明確な同意を得ない場合• 同意を得ていても、利用される通信の秘密に当たる情報の範囲・内容や利用目的等の説明が十分に行っていない場合• ゼロレーティングサービス利用者と非利用者を区別せず、非利用者についても対象コンテンツ等の利用を識別する場合 等	<ul style="list-style-type: none">• 非公式アプリ等を経由して対象コンテンツ等を視聴した場合や、対象コンテンツ等から外部リンクへアクセスした場合等は、使用データ通信量にカウントされ得ることを説明しないこと• ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等へのアクセスについて、配信サーバーの変更等によって使用データ通信量が正確にカウントされない可能性があるにもかかわらず、その旨を説明しない又は全ての対象コンテンツへのアクセスが非課金としてカウントされると説明すること 等

【電気通信事業者が採ることが望ましい行為】(ガイドライン3)

- ゼロレーティングサービスの**対象コンテンツ等の選定について合理的かつ明確な基準を定め、公開**するとともに、問合せ窓口を設置し、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者との**協議を適正かつ円滑に行う体制を整備**すること
- ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等に係る使用データ通信量と非対象コンテンツ等に係る**使用データ通信量を利用者毎に計測及び情報提供**すること
- 上限データ通信量超過後の通信速度制限や帯域制御等の実施は、**ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等かどうかにかかわらず一律に実施**すること
等